

# あなたは間違っていない

## 突然解雇された 給与が減らされた いじめ・差別・嫌がらせ 退職強要



あなたは間違っていない。  
自己責任とおさらばしよう。  
絶望と無力感をふり払おう。  
泣き寝入りせず、一緒に闘いましょう。  
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

### 連絡先

困ったとき、悩んでいるときが相談どきです。お気軽にご相談ください。  
相談無料です。秘密は守ります。

N関労 労働相談ホットライン

電話 (03)6806-0255

E-mail

info@n-kanrou.com

パートにも有給休暇はあります

6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合、年次有給休暇の対象となります。

年次有給休暇の付与日数

勤続年数	6月							
	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月		
年次有給休暇付与日数	10	11	12	14	16	18	20	
パートなど短時間労働者の付与日数	週労働時間4日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	1	2	2	2	3	3	3

単位:日

**男女差別は違法**  
「募集・採用」「配置・昇進」「教育訓練」「定年・退職・解雇」などで、男女で異なる労働条件は違法です。

**労使協定の周知**  
使用者は、就業規則・労働基準法の要旨等のほか、労働基準法に基づくすべての労使協定を労働者に書面で交付する等、周知させなければなりません。

**不利益な労働条件を一方的に課すのは違法**  
使用者が就業規則などの変更によって労働者の既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課すことは違法です。

**最低賃金を定めている**  
厚生労働省は9月1日、今年度の地域別最低賃金(時給)を公表した。(右表参照)なお、最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当や残業手当、臨時に支払われる賃金などは含まれません。

**残業・休日労働させたときは、割増賃金を支払わなければならない**  
時間外労働、深夜労働の割増率は2割5分以上、休日労働の割増率は3割5部以上の割増賃金を支払わなければなりません。

**健康保険、厚生年金保険への加入**  
労働者を一人でも雇っている法人の事業所には、健康保険・厚生年金保険への加入が義務付けられています。パートタイマーも1日又は1週の所定労働時間及び1カ月の労働日数が、その事業所の4分の3以上あれば、被保険者となります。

**仕事上のケガや病気は、労災保険**  
仕事上のケガや病気にかかったときには、会社は労働者の療養費を支払わなければなりません。また、それがもとで労働者が働けなかった場合は労働者に平均賃金の6割の休業補償を支払わなければなりません。ただし、労働基準監督署が認定した場合に限られます。

「整理解雇四要件」を満たさなければ、違法・不当解雇

1. 解雇を回避するためにあらゆる努力が尽くされたか。
2. 解雇の人選基準が合理的であり、その適用基準も合理的であるか。
3. 労働者及び労働組合と事前に協議を尽くすなど、解雇にいたる手続きに合理性・相当性があること。
4. どうしても整理解雇をしなければならないほどの経営状態にあるか。



	新たな最低賃金	引き上げ額
北海道	678	11
青森	633	3
岩手	631	3
宮城	662	9
秋田	632	3
山形	631	2
福島	644	3
茨城	678	2
栃木	685	2
群馬	676	1
埼玉	735	13
千葉	728	5
東京	791	25
神奈川	789	23
新潟	669	0
富山	679	2
石川	674	1
福井	671	1
山梨	677	1
長野	681	1
岐阜	696	0
静岡	713	2
愛知	732	1
三重	702	1
滋賀	693	2
京都	729	12
大阪	762	14
兵庫	721	9
奈良	679	1
和歌山	674	1
鳥取	630	1
島根	630	1
岡山	670	1
広島	692	9
山口	669	1
徳島	633	1
香川	652	1
愛媛	632	1
高知	631	1
福岡	680	5
佐賀	629	1
長崎	629	1
熊本	630	2
大分	631	1
宮崎	629	2
鹿児島	630	3
沖縄	629	2
加算平均	713	10